

外国証券業者に関する内閣府令（平成十年 総理府
大蔵省 令第二十七号）

改正案	現行
<p>（純財産額の計算及び資産等の評価） 第十五条（略） 2（略） 3（削る）</p>	<p>（純財産額の計算及び資産等の評価） 第十五条（略） 2（略） 3 前項の規定にかかわらず、証券取引法第五十三条に規定する特定取引勘定と同種類の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設ける外国証券会社（次条、第三十条及び第三十二条において「特定取引勘定設置外国証券会社」という。）にあつては、特定取引勘定に属するものとして経理された取引及び財産の評価については、証券会社府令第四十二条及び第四十四条の規定を準用する。この場合において、同令第四十二条中「法第五十三条第二項に規定する内閣府令で定める時価」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する資産及び負債の評価」と、「営業年度終了の日」とあるのは「計算を行う日」と、「価額とする」とあるのは「価額によらなければならない」と、同令第四十四条中「法第五十三条第三項に規定する内閣府令で定める利益相当額又は損失相当額」とあるのは「令第七条第二項に規定する資産及び負債の評価」と、「額とする」とあるのは「額によらなければならない」と、「第四十二条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第十五条第三項にお</p>

第十六条 削除

いて準用する証券会社に関する内閣府令第四十二条」と、「営業年度終了の日」とあるのは「計算を行う日」と読み替えるものとする。

(特定取引)

第十六条 外国証券会社が特定取引勘定を設ける場合にあつては、次の各号に掲げる事項を業務の方法として定めなければならない。

一 特定取引勘定に経理する取引又は財産の種類及びこれらに係る時価又は損益相当額の算定方法

二 時価又は損益相当額の算定方法の検証体制及び特定取引勘定とその他の勘定の経理区分に係る管理体制

2 特定取引勘定設置外国証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。

二 特定取引勘定以外の勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。

3 特定取引勘定に属するものとして経理する取引は、次に掲げるものとする。

一 証券取引法第五十三条第一項に掲げる取引

二 証券会社府令第三十七条各号（第十一号を除く。）に掲げる取引

三 法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一

項各号に掲げる業務又は同条第四項の規定により承認を受けた業務に係る取引（前号に掲げる取引を除く。）

4 特定取引勘定設置外国証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他次の各号に掲げる財産について、時価を付さなければならない。

一 譲渡性預金（証券会社府令第二十五条第二号に規定する譲渡性預金をいう。）の預金証書（証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条に規定するものを除く。）

二 円建銀行引受手形（証券会社府令第二十五条第三号に規定する円建銀行引受手形をいう。）

三 前項第三号に掲げる取引の対象となる財産

5 前項に規定する時価は、事業年度終了の日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とする。

6 特定取引勘定設置外国証券会社は、第三項に規定する取引（以下この項において「特定取引」という。）のうち、証券会社府令第四十三条各号に掲げる取引で事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該事業年度終了の時ににおいて決済したものとみなして、当該事業年度の損益の計算をしなければならない。

（私設取引システム運営業務の適当性）

第二十条 証券会社府令第十条の規定は、法第九条第六号及び法第十

（私設取引システム運営業務の適当性）

第二十条 証券会社府令第十条の規定は、法第九条第七号及び法第十

二条第四項に規定する内閣府令で定める業務の内容及び方法について準用する。

(変更認可の申請)

第二十二條 (略)

2 証券会社府令第十三条の規定は、法第十二条第四項の規定による変更の認可をしようとするときについて準用する。この場合において、同令第十三条中「法第二十九条の四第一号及び第五号」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第九条第二号及び第六号」と読み替えるものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項)

第三十二條 令第十五条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 支店の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 各営業年度終了の日における次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(3) 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国

二条第四項に規定する内閣府令で定める業務の内容及び方法について準用する。

(変更認可の申請)

第二十二條 (略)

2 証券会社府令第十三条の規定は、法第十二条第四項の規定による変更の認可をしようとするときについて準用する。この場合において、同令第十三条中「法第二十九条の四第一号及び第六号」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第九条第二号及び第七号」と読み替えるものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項)

第三十二條 令第十五条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 支店の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 各営業年度終了の日における次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 保有する有価証券(特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

(3) 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国

市場証券先物取引及び証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

四
(略)

市場証券先物取引及び証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引(これらの取引のうち特定取引勘定に属するものとして経理された取引を除く。)|の契約価額、時価及び評価損益

四
(略)